

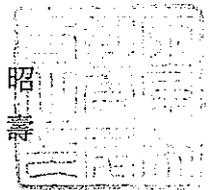


庄原市監査委員告示第1号

平成21年3月12日付け庄原市監査委員告示第5号で公表した定期監査の結果について、地方自治法第199条第12項の規定により、庄原市水道事業管理者庄原市長及び庄原市病院事業管理者から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成22年3月11日

庄原市監査委員 藤原公昭
同 名越峯壽





庄水第102601号

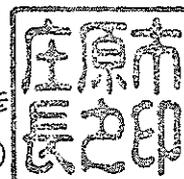
平成21年11月5日

庄原市監査委員 藤原公昭様
同 名越峯壽様

庄原市水道事業管理者

庄原市長 滝口季彦

(水道課、簡易水道課)



平成20年度定期監査結果報告書の要望事項に対する
取り組み方針等について(報告)

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき別紙のとおり報告します。

平成 20 年度定期監査結果報告の要望事項に対する取り組み方針等について

水道課 / 簡易水道課

課 名	項 目	要 望 事 項	取 り 組 み 方 針 等	根 拠 規 定 等
<p>簡易水道課 及び水道課 (共通) 【業務係】 【庶務係】 【東城水道係】</p>	<p>(1)簡易水道 検針業務委 託事務につ いて</p>	<p>簡易水道検針業務委託契約の自動更新について、後年度予算の裏づけのない契約であり、会計年度独立の原則から、歳出予算に基づく契約は当該年度内に限って行われるものである。</p> <p>自動更新による契約は適切とは言えないため、今後は自動更新条項を削除し、単年度ごとの契約とされたい。</p> <p>簡易水道検針業務委託は調定業務の一環であり、地方自治法に基づき私人に検針事務を委託しているので、その旨を告示し、公表されたい。</p> <p>検針事務委託手数料については、同様の業務であるにもかかわらず、6地域において1件当りの単価にそれぞれ差異が見られる。</p> <p>公平性、経済性が損なわれることのないよう算定根拠を明確にした上で、単価設定の見直しを検討されたい。</p>	<p>【取り組み方針等】</p> <p>自動更新条項を削除し、単年度ごとの契約とするよう、平成 21 年 3 月 25 日、庄原市水道検針事務委託規程の一部を改正する規程を、平成 21 年 3 月 27 日、庄原市簡易水道検針事務委託要綱の一部を改正する要綱をそれぞれ制定しました。</p> <p>私人に検針事務を委託している旨を告示するため、地方自治法施行令第 158 条の規定に基づき、平成 21 年 3 月 25 日、庄原市水道検針事務委託規程の一部を改正する規程を、平成 21 年 3 月 27 日、庄原市簡易水道検針事務委託要綱の一部を改正する要綱をそれぞれ制定しました。</p> <p>【経緯及び取り組み方針等】</p> <p>合併協議会の環境専門部会上水道分科会において、「検針単価が各市町異なる。」「庄原市、東城町、口和町及び総領町は1件当りの単価による委託で、西城町、高野町及び比和町は賃金によって支出している。」「各市町、各地区によって、給水戸数の密度、降雪量が異なる。」という課題、検討事項が政策的判断の必要な項目として協議され、「検針単価は、1件当りの単価設定方式とし、概ね、現在の単価に合わせる。」「条件が同等で他市町と単価が大きく異なる場合は、条件が概ね同等の地区の単価に合わせる。」という調整の方針になりました。</p> <p>これを踏まえて、検針地域の密集度合、検針</p>	<p>庄原市簡易水道 検針事務委託要綱 庄原市水道検針 事務委託規程</p> <p>地方自治法施行 令 庄原市簡易水道 検針事務委託要綱 庄原市水道検針 事務委託規程</p> <p>合併協議会「事 務・事業調整案整 理表」ほか 庄原市簡易水道 検針事務委託要綱</p>

			<p>の移動距離、積雪等の気候を勘案し、公平性をもって各簡易水道の検針事務委託手数料の単価設定がされており、妥当なものと考えます。</p> <p>今後、簡易水道事業の水道事業統合に合わせて手数料の見直しを検討します。</p>	
<p>水道課及び簡易水道課（共通）</p> <p>【工務係】</p> <p>【東城水道係】</p> <p>【浄水係】</p> <p>【庶務係】</p>	<p>(2)工事内容の変更手続について</p>	<p>変更契約を行う場合、建設工事執行規則及び建設工事請負契約約款に基づき、工事内容の協議をしなければならない。</p> <p>一部の工事で協議内容を書面で記録していなかったため、適正な事務執行に努められたい。</p> <p>同規則及び約款において、設計及び契約変更の対象となる事項が定められているが、変更協議書に変更を必要とする理由の記載とあわせて、契約約款の該当する条項を明記されたい。</p> <p>変更契約があった場合の請求書に記載する契約日は、当初契約日でなく変更契約日とするよう業者を指導されたい。</p>	<p>【取り組み方針等】</p> <p>変更契約を行う場合、庄原市水道事業建設工事執行規程及び庄原市建設工事執行規則第29条、第33条、第34条の規定及び建設工事請負契約約款第19条、第23条、第24条の規定に基づき、適正な事務執行に努めます。</p> <p>変更協議書に変更を必要とする理由の記載と合わせて、建設工事請負契約約款第18条第1項の規定に基づき、該当する条項も明記します。</p> <p>変更契約日とするよう業者を指導します。</p>	<p>庄原市建設工事執行規則</p> <p>庄原市水道事業建設工事執行規程</p> <p>建設工事請負契約約款</p> <p>建設工事請負契約約款</p>
<p>水道課</p> <p>【庶務係】</p>	<p>(3)現金の保管及び運用について</p>	<p>企業会計の現金も企業活動のために市民から委ねられた公金であり、その保護に万全を期す責任があることは言うまでもないことであるが、一方では、保有資産の有効活用による企業性の発揮は、独立採算性を課せられた企業としての使命でもあり、余裕資金の運用益金の確保は当然に求められているところである。</p> <p>以上の点に関し、次のとおり是正の要望をするので検討されたい。</p> <p>ペイオフに対する公金の保護対策が講じられていないので、「庄原市公金の管理・運用方針」に従い、支払準備金は普通預金（付利型）から全額保護となる普通預金（決済用預金）へ変更されたい。</p>	<p>【経緯並びに現状】</p> <p>平成20年11月末日現在の預金残高は、出納取扱金融機関の広島みどり信用金庫本店に661,327,241円、収納取扱金融機関（8機関）のうちしまなみ信用金庫東城支店に平成17年3月の市町合併時の旧東城町水道事業会計普通預金残高であった264,619,120円、合計925,946,361円が普通預金の付利型として預金されていました。</p> <p>定期監査結果報告書でご指摘いただいた「広島みどり信用金庫本店の預金残高は、支払準備金として月々の出入金の多寡により増減し、概ね5億5,000万円の水準で維持されており、しまなみ信用金庫東城支店の預金残高について</p>	

		<p>余裕のある資金は、資金ショートを起こさない範囲において定期預金で運用し、運用収入の確保に努められたい。</p> <p>また、企業会計の現金は、年度内の返還を条件に一般会計又は他の企業会計との間で相互に繰替使用ができるとされているが、会計間の一時繰替（一般・特別会計間は除く。）はこれまで行われていない。</p> <p>どこよりも安全・確実な融資先であるはずの他会計に対しての貸付運用がされていないため、その会計では、止むを得ず市中金融機関からの一時借入金によって支払資金を確保するといった現状がある。</p> <p>余裕資金の保管と運用については、各会計相互間の連携を緊密化する等、全庁一体的な視点から行われる必要があると思料するものであり、その際、「庄原市公金管理協議会」の積極的な活用による調整及び協議が行われることを望むものである。</p>	<p>は、預金額の移動が無いため常に安定しており、この全額が余裕資金といえる状況にある。」ということにつきまして、平成 21 年 3 月 25 日納付期限となっていた企業債の元金及び利息合計額 792,457,723 円の償還時に広島みどり信用金庫本店の預金残高において、一時的ではありますが資金不足を生じることが分かり、平成 21 年 3 月 23 日、しまなみ信用金庫東城支店に預金されていた 264,619,120 円を広島みどり信用金庫本店に全額振込入金をした経緯があります。</p> <p>これは、平成 19 年度から認められた補償金免除の企業債繰上償還金と通常の企業債元金及び利息の償還によるものが大きく影響しており、その実績は平成 19 年度 4 億 2,760 万円余り、平成 20 年度 11 億 9,356 万円余り、平成 21 年度においても繰上償還分 5 億 4,030 万円余りを含む 8 億 9,961 万円余りを償還する予定です。</p> <p>平成 20 年度決算では、9 億 8,012 万円余りの現金預金としていますが、企業債の借入と償還の時期が通常、償還をした後借入れるということになり、結果的には多額の現金預金があるように思われがちですが、一時的とはいえ資金不足を生じることもあり、資金繰りにはたいへん苦慮している現状をご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上の経緯により、現在、出納取扱金融機関の広島みどり信用金庫本店以外に収納取扱金融機関に預金は無く、複数の金融機関には預金されていません。</p> <p>【取り組み方針等】</p> <p>庄原市公金の管理・運用方針に基づき、支払準備金とする全額を、現在の付利型普通預金から保護となる決済用預金へ変更し、ペイオフに対する公金の保護対策を講じていきます。</p>	<p>平成 21 年 11 月 9 日付けで無利息型に移行完了 ～ 確認済</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------

			<p>補償金免除の企業債繰上償還の制度が平成21年度で終了することで、現金預金のうち支払準備金の目安がつくため、これを除くいわゆる余剰的資金については、定期預金をはじめとする有効な資金運用について検討していきます。</p> <p>一般会計等の会計間一時繰替についても、市中金融機関からの一時借入金によって支払資金を確保しているという現状に対して貸付運用等を検討していきます。</p>	<p>金額 1 億円を期間 3 カ月の短期定期預金として、平成21年11月9日に預入れました。 (年率 0.050%、満期日平成 22 年 2 月 9 日) ～ 確認済</p>
水道課 【庶務係】	(4)入札及び契約に関する規程の整備について	<p>入札及び契約に関する規程としては、契約事務の取扱を定めた「契約規程」と工事執行の方法を定めた「工事執行規程」により、入札等が執行されているところであるが、市長部局ではこの他に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に則った規程を定め、適性かつ公正な入札等の執行に努められているところである。</p> <p>主なものとしては、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則 2 建設工事指名業者選定に関する規程 3 建設業者指名除外基準要綱 4 条件付一般競争入札実施要綱 5 建設工事の最低制限価格の算定に関する要領 6 建設工事請負契約約款 7 公正入札調査委員会設置要領 <p>公営企業が発注する工事も公共工事であり、しかも管工事のみならず、土木・電気・機械設備工事に加え、測量・調査・設計業務も発注されている状況から見ると、契約の相手方に多くの</p>	<p>【取り組み方針等】</p> <p>入札、契約及び検査に係る職員体制の一部変更に伴い次のとおり管理規程等の整備を行いました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道課契約検査係の新設に係るもの <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市水道事業管理規程の一部を改正する規程(平成 21 年庄原市水道事業管理規程第 4 号) ・庄原市水道事業職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程(平成 21 年庄原市水道事業管理規程第 5 号) 以上、平成 21 年 8 月 10 日付け制定 2 規定 2 入札、契約及び検査に係るもの <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市水道事業建設工事検査規程(平成 21 年庄原市水道事業管理規程第 6 号) ・庄原市水道事業建設工事の最低制限価格の算定等に関する規程(庄原市水道事業管理規程第 7 号) ・庄原市水道事業建設工事指名業者選定に関する規程(庄原市水道事業管理規程第 8 号) ・庄原市水道事業条件付一般競争入札実施規程(平成 21 年庄原市水道事業管理規程第 9 号) ・庄原市水道事業建設業者指名除外基準規程(平成 21 年庄原市水道事業管理規程第 10 号) 	

		<p>違いはないと思われる。</p> <p>また、上水道と似通った簡易水道に係る入札等の執行が市長部局で行われていることを考え合わせると、入札・契約に係る手続きや方法は市長部局と同様に行われる必要があると思料するものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庄原市水道事業建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程(平成21年庄原市水道事業管理規程第11号) ・庄原市水道事業特定建設工事共同企業体取扱規程(平成21年庄原市水道事業管理規程第12号) ・庄原市水道事業電子入札実施規程(平成21年庄原市水道事業管理規程第13号) <p>以上、平成21年8月31日付け制定 8規定水道事業において、入札や契約に係る手続きや方法を市長部局と同様に行うことを一部開始しましたが、今後、更にこれらの規程を細部に渡り整備していき、その他必要な規定についても順次整備、制定していきます。</p>	
<p>水道課 【工務係】 【東城水道係】 【浄水係】 【庶務係】</p>	<p>(5)工事請負契約について</p>	<p>指名競争入札21件のうち、変更契約は8割強の18件で行われ、増額が15件で30,662,100円(変更率9.77%)、減額が3件で828,450円(変更率4.12%)となっている。</p> <p>全体の変更率は8.49%であり、最大の変更率は37.93%であった。</p> <p>契約金額の変更は、着工後新たに判明した要素から設計変更を余儀なくされたことによるものが大部分であり、その他では、国庫補助対象事業の補助割当額を満たすために入札減相当額を追加発注したものや公共下水道事業や集落配水事業との一体工事において相手側に起因した理由により工事内容の変更を迫られたもの等で、止むを得ず発注者側から変更協議をせざるを得なかったものである。</p> <p>しかし一部には事前調査を十分行えば予測出来たと思われる変更も散見された。</p> <p>契約金額の変更は必要最小限にとどめるべき</p>	<p>【経緯及び取り組み方針等】</p> <p>契約金額の変更は、着工後新たに判明した要素から設計変更を余儀なくされたことによるものであり、定期監査結果報告書でご指摘いただいた「変更の事前調査を十分行えば予測出来たと思われる変更も散見された。」ということについては、変更を必要最小限に止め安易な変更は行わないという認識から、それぞれの工事等の変更の必要性を十分説明できると考えます。</p> <p>コンサルには、精度の高い成果品の提出を求め、その慎重な検収と審査を行います。</p> <p>最低制限価格の設定については一部不適切な設定をした件がありましたが、庄原市水道事業建設工事執行規程及び庄原市建設工事執行規則第8条の規定に基づき、予定価格の4分の3を下回らない範囲内で定めます。</p> <p>庄原市水道事業契約規程及び庄原市契約規則第43条の規定に基づき、随意契約において</p>	<p>庄原市建設工事執行規則 庄原市水道事業建設工事執行規程 庄原市契約規則 庄原市水道事業</p>

		<p>である。</p> <p>特に管工事では費用を投じてコンサルに測量・調査・設計業務の委託をしている面からも、精度の高い設計書や測量図等の提出を求めるとともに、発注者側では、これら成果品の慎重な検収と審査が望まれるところである。</p> <p>指名競争入札の全てにおいて最低制限価格を設定のうえ執行されていたが、契約規則第8条では、最低制限価格を設ける場合は予定価格の4分の3を下回らない範囲内でその都度定めるものとしてあるにもかかわらず、予定価格の70%の額で設定され、入札が行われている事案が散見された。</p> <p>随意契約では、13件全てに予定価格が設定されておらず、このため10件が設計額と同額の価格で契約が締結され、経済性が損なわれた結果となっている。</p> <p>業者の設計した見積額を基に当初設計金額とする場合は、安易にその見積額を採用せず、諸経費の額や他の積算額を精査して適切な予定価格の設定が行われるべきである。</p>	<p>も予定価格を設定します。</p> <p>見積書の内容を精査し、適切な予定価格を設定します。</p>	<p>契約規程</p>
<p>水道課 【庶務係】 【工務係】 【浄水係】 【東城水道係】</p>	<p>(6)業務委託契約について</p>	<p>業務委託契約件数は25件で、うち9件で指名競争入札が行われている。</p> <p>指名競争入札の予定価格は、9件全てが設計額に一定率を乗じた画一的な設定となっていた。</p> <p>また、最低制限価格も予定価格の4分の3を下回る設定がされていたため、落札率70.95%で契約が1件締結されていた。</p> <p>随意契約に関しては、工事請負契約と同様に16件全てに予定価格が設定されておらず、この結果半数以上の9件で設計額と同額の価格で契約が締結されていた。</p>	<p>【取り組み方針等】</p> <p>工事請負契約事務を含む契約事務全般について、事務処理内容の点検をします。</p>	<p>庄原市契約規則 庄原市水道事業 契約規程ほか</p>

		今一度、工事請負契約事務を含む契約事務全般にわたる事務処理内容の点検をされたい。		
水道課 【東城水道係】	(7)請書による契約について	川西浄水場緩速濾過池閉塞濾過砂部剥取業務に係る契約は、4月に業務1回当たり70,035円の単価契約で、契約書に代えて請負人から請書が提出されている。 業務委託契約は、原則として、請書による契約は認められないので、適正な予定価格を設定し、契約書による契約に改められたい。	【取り組み方針等】 業務委託契約について、1回毎の単価を適正な予定価格で設定し、平成21年4月から契約書による契約を締結、適正な事務執行に努めています。	
水道課 【庶務係】 【東城水道係】 【工務係】 【浄水係】	(8)工事事務について	前金払について 建設工事執行規則第44条第6項の規定により、請負人は、請負代金額が著しく減額された場合、受領済みの前金払が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならないと定められている。 配水管布設工事(国道183号JR陸橋～鴻治組)の前金払について、当初請負金額23,467,500円に対して、前金払9,380,000円が支払われている。 その後、請負代金額が14,827,050円に減額となり、前金払が減額後の請負代金額の半額を超えているため、1,966,475円の返還を求める必要があったにもかかわらずその処理がされていなかったため、同規則第44条の規定により、適正な事務執行に努められたい。 履行報告書について 川西浄水場機械電気設備改修工事の工事履行報告書について確認したところ、主任監督員が総括監督員を兼務しているが、この工事の契約金額は34,014,750円であり、建設工事監督	【取り組み方針等】 今後、請負代金額が著しく減額された場合、庄原市水道事業建設工事執行規程及び庄原市建設工事執行規則の規定に基づき、支払い済前払金について減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、請負人に対し請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額の返還をしなければならないことを周知し、適正な事務処理に努めます。 庄原市建設工事監督規程第5条の規定に基づき、500万円以上の工事について主任監督員が総括監督員を兼務しないよう規程を遵守します。 入札の執行伺いにおいて、指名競争入札による契約とする場合、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の規定に基づき、その根拠法令を明記します。	庄原市水道事業 建設工事執行規程 庄原市建設工事 執行規則 庄原市建設工事 監督規程 地方自治法 地方自治法施行 令

		<p>規程第5条の規程により、主任監督員が総括監督員を兼務することができないので規程を遵守されたい。</p> <p>指名競争入札の執行について</p> <p>地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の規定により、指名競争入札により契約を締結することができるのは、同条第1号から第3号に該当する場合と定められている。</p> <p>8社(7件)と12社(1件)による指名競争入札を行っているが、指名競争入札の執行伺いを確認したところ、根拠規定が記載されていなかったため、一般競争入札以外の方法で契約する場合は、その根拠法令を明記されたい。</p>		
<p>水道課</p> <p>【庶務係】</p> <p>【工務係】</p> <p>【浄水係】</p> <p>【東城水道係】</p>	<p>(9)実地たな卸について</p>	<p>水道事業会計及び病院事業会計では、期末に実地たな卸を行い、貯蔵品の実際数量を確認している。</p> <p>これまでの実地たな卸は、一定のルールなしに担当者が貯蔵品の数量を数えてきたが、このような実地たな卸は、正規の実地たな卸(会計規程及び財務規則に基づいた実地たな卸)とは認め難い。</p> <p>一定のルールに基づいた実地たな卸を行うため、「実地たな卸実施要領(仮称)」を制定し、制度化された実地たな卸を実施されたい。</p>	<p>【取り組み方針等】</p> <p>入札及び契約に関する規程の整備と合わせ、『実地たな卸実施要領(仮称)』等の規定を一定の規則に基づいた制度化された実地たな卸を実施できるよう、順次、整備していきます。</p>	



庄西病 4 8 8 号
平成 2 2 年 2 月 2 6 日

庄原市監査委員 藤原公昭様
同 名越峯壽様

庄原市病院事業管理者 郷力和明



平成 2 0 年度定期監査結果報告書の指摘及び検討事項に対する
取り組み方針等について（報告）

このことについて、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき別紙のとおり報告します。

平成20年度定期監査結果報告書の指摘及び検討事項に対する取り組み方針等について

項目	要望事項	取り組み方針等	根拠規定等
(1) 診療債権管理事務について	<p>時効期間経過後の債権を資産の未収金として計上しているが、水道料金債権と同様に簿外管理とし、適正な財務諸表の作成に努められたい。</p> <p>また、診療債権は水道料金債権と同様の私債権であり、居所不明等で回収不能な債権が滞留し、今後も増加することが懸念される。</p> <p>ついては、債権管理を適正に行うため「私債権管理条例(仮称)」の制定について検討されたい。</p>	<p>【取り組み方針及び現状】</p> <p>時効期間経過後の債権を資産の未収金として計上していたが、不納未収金として整理し適正な財務諸表の作成に努めます。不納未収金としたものは簿外管理扱いとします。</p> <p>また、私債権管理の適正化のための条令制定については検討課題とします。</p>	
(2) 控除対象外消費税額の繰延勘定への計上について	<p>控除対象外消費税額を繰延勘定として計上できるのは、原則、繰り延べなければ損益に大きな影響を与えると認められる場合である。控除対象外消費税額を繰延勘定として資産計上し、5事業年度で償却しているが、単年度で発生する控除対象外消費税額が損益に大きな影響を与えたと認め難い。</p> <p>結果として、費用の先送りと資産を多く見せる会計処理が行われているので、控除対象外消費税額を当該年度で費用化し、適正な損益計算に努められたい。</p>	<p>【現状】</p> <p>平成20年度決算より控除対象外消費税を当該年度にて費用化し損益計算を行っています。</p>	<p>庄原市病院事業会計規程</p>
(3) エレベーター保守点検業務委託事務	<p>エレベーターの製作会社と同メーカーの保守業者と一者見積により契約締結しているが、市内エレベーター保守点検業者に見積書の提出を依頼し、競争性を発揮されたい。</p> <p>見積書を業者に依頼し、契約締結起案のみにより契約締結しているが、施行伺いの作成、随意契約理由書の作成、業者選定、見積依頼、予定価格の設定、契約締結起案の作成、検査調書の作成といった、一連の適正な契約事務の執行に努められたい。</p>	<p>【取り組み方針及び現状】</p> <p>平成14年度にエレベーター改修工事を行った際、安全確認と非常時の対応等についてメーカー保守業者と遠隔リモートコントロールを設置しており、安全性を最優先させている。保守料金も他病院と比較して適性と考えているが、安全面において市内業者が同様の措置がとれるのであれば見積を依頼していく。</p> <p>契約事務における、施行伺いの作成、随意契約理由書の作成、業者選定、見積依頼、予定価格の設定、契約締結起案の作成、検査調書の作成等、適正な事務執行に努めています。</p>	<p>庄原市契約規則 庄原市病院事業契約規程ほか</p>

項 目	要 望 事 項	取 り 組 み 方 針 等	根 拠 規 定 等
(4) ボイラー等設備 保守点検業務委託事務	<p>年度の初日から業務を執行するため、前年度(平成18年度)に一連の事務処理を行い、平成19年3月22日に契約締結しているが、予算の裏づけのない年度開始前の契約締結は認められない。</p> <p>については、長期継続契約に改め、適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>地方公共団体の契約は、一般競争入札が原則であり、指名競争入札を行う場合は、執行伺いに根拠法令を明記されたい。</p>	<p>【取り組み方針】</p> <p>契約事務全般について、事務処理内容の点検をします。</p> <p>入札の執行伺いにおいて、指名競争入札による契約とする場合、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の規定に基づき、その根拠法令を明記します。</p>	<p>庄原市契約規則 庄原市病院事業契約 規程ほか</p>
(5) 食事サービス提供(給食)業務委託事務	<p>一者見積の随意契約により契約締結しているが、随意契約理由書を作成せず、随意契約理由が不明確であるため、一者見積により契約締結する明確な随意契約理由書を作成されたい。</p> <p>契約の見直し起案のみにより契約締結しているが、施行伺いの作成、随意契約理由書の作成、業者選定、見積依頼、予定価格の設定、契約締結起案の作成、検査調書の作成といった、一連の適正な契約事務の執行に努められたい。</p>	<p>【取り組み方針及び現状】</p> <p>随意契約を行う場合は随意契約理由書の作成を行い、適正な事務執行に努めています。</p> <p>契約事務における、施行伺いの作成、随意契約理由書の作成、業者選定、見積依頼、予定価格の設定、契約締結起案の作成、検査調書の作成等、適正な事務執行に努めています。</p>	<p>庄原市契約規則 庄原市病院事業契約 規程ほか</p>
(6) 産業廃棄物収集 運搬及び処分業務委託事務	<p>予定価格を設定せず、随意契約により契約締結していたので、適正な予定価格を設定されたい。</p> <p>見積書を業者に依頼し、契約締結起案のみにより契約締結しているが、施行伺いの作成、随意契約理由書の作成、業者選定、見積依頼、予定価格の設定、契約締結起案の作成、検査調書の作成といった、一連の適正な契約事務の執行に努められたい。</p>	<p>【取り組み方針及び現状】</p> <p>予定価格の設定を行い、適正な事務執行に努めています。</p> <p>契約事務における、施行伺いの作成、随意契約理由書の作成、業者選定、見積依頼、予定価格の設定、契約締結起案の作成、検査調書の作成等、適正な事務執行に努めています。</p>	<p>庄原市契約規則 庄原市病院事業契約 規程ほか</p>

項 目	要 望 事 項	取 り 組 み 方 針 等	根 拠 規 定 等
(7) 清掃業務委託事務	<p>本業務は年度の初日から業務を執行するため、長期継続契約に改め、適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>見積書を業者に依頼し、契約締結起案のみにより契約締結しているが、施行伺いの作成、随意契約理由書の作成、業者選定、見積依頼、予定価格の設定、契約締結起案の作成、検査調書の作成といった、一連の適正な契約事務の執行に努められたい。</p>	<p>【取り組み方針及び現状】 契約事務全般について、事務処理内容の点検をします。</p> <p>契約事務における、施行伺いの作成、随意契約理由書の作成、業者選定、見積依頼、予定価格の設定、契約締結起案の作成、検査調書の作成等、適正な事務執行に努めています。</p>	<p>庄原市契約規則 庄原市病院事業契約 規程ほか</p>
(8) 出納取扱金融機関等の指定手続事務について	<p>平成17年9月20日付けで、地方公営企業法に基づく出納取扱金融機関等の指定、告示、担保の預かり等を行うよう指摘しているが、措置が講じられていなかった。</p> <p>再度、指摘事項について、速やかな措置を講じられたい。</p>	<p>地方公営企業法に基づく出納取扱金融機関等の指定、告示、担保の預かり等の措置を講じます。</p>	
(9) 計理状況及び業務状況の報告事務について	<p>地方公営企業法に基づき計理状況報告書及び業務状況報告書を作成し、市長へ提出することとなっているが、いずれの報告書も作成されず、市長へ提出されていなかった。</p> <p>については、地方公営企業法に基づき適正に報告書を作成し、市長へ提出されたい。</p>	<p>【現状】 平成21年度より計理状況報告書及び業務状況報告書の提出を行っています。</p>	<p>地方公営企業法</p>
(10) 一時借入金の借入及び償還事務について	<p>資金不足を補うため一時借入金として金融機関から短期の借入れをしている。</p> <p>借入れや償還等の事務手続きは、適正に行われていたが、多額の利息を支払っているため、各基金からの繰替運用、水道事業会計からの借入れ及び市内金融機関を対象とする競争見積を検討し、支払利息の縮小に努められたい。</p>	<p>【取り組み方針及び現状】 平成21年度から水道事業会計から借入れを行い支払利息の縮小に努めています。</p>	
(11) 医師住宅管理事務について	<p>医師住宅10戸の維持管理に要する費用を医師から徴収し管理しているが、規則等を定めず管理していた。</p> <p>については、現行の医師住宅管理規則を改正し、名称及び位置等を規定し適正な管理に努められたい。</p>	<p>【取り組み方針及び現状】 平成21年4月1日より庄原市病院事業医師住宅管理規程を定め適正な管理に努めています。</p>	<p>庄原市病院事業医師 住宅管理規程</p>

項 目	要 望 事 項	取 り 組 み 方 針 等	根 拠 規 定 等
(12)実地たな卸について	<p>水道事業会計及び病院事業会計では、期末に実地たな卸を行い、貯蔵品の実際数量を確認している。</p> <p>これまでの実地たな卸は、一定のルールなしに担当者が貯蔵品の数量を数えてきたが、このような実地たな卸は、正規の実地たな卸（会計規程及び財務規則に基づいた実地たな卸）とは認め難い。</p> <p>については、一定のルールに基づいた実地たな卸を行うため、「実地たな卸実施要領（仮称）」を制定し、制度化された実地たな卸を実施されたい。</p>	<p>【取り組み方針】</p> <p>入札及び契約に関する規程の整備と合わせ、『実地たな卸実施要領（仮称）』等の規定を一定の規則に基づいた制度化された実地たな卸を実施できるよう、順次、整備していきます。</p>	